

第 2 3 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので、公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年12月 9日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成26年度アクシデントレポートの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成26年度アクシデントレポート（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 5号に該当

医療事故報告制度は、医療事故発生時における適切かつ迅速な対応を図るとともに、医療事故の再発防止を図るため、分析・評価に資することを目的としている。この制度が有効に機能するためには、医療事故の当事者または発見者（以下「当事者等」という。）から迅速かつ正確に事実の報告がなされることが不可欠である。そのためには、報告により当事者が不利益を受けないことが担保されている必要がある。

本件行政文書は、前述の医療事故報告制度に基づき、当事者等により作成される報告書であり、非公開を前提に作成されている。これを公にすることとなれば、医療事故発生の実態把握のための迅速かつ正確な情報収集に始まる医療事故報告制度の基盤を揺るがしかねず、医療事故報告制度の運用に支障を及ぼすおそれがある。よって、「地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開とする。

3 平成28年 1月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

非公開理由は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当することだが、名古屋市病院局は、緑市民病院のインシデントレポートの行政文書公開請求に対して一部公開決定を行っている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 1 項第 5 号について

(1) 事故事例が発生した場合、当事者等は過失の有無に関わらず、アクシデントレポートを作成し医療安全管理室へ提出することとしている。当該レポートは、当事者等が第一報として正確な事実を病院長及び関係部門に迅速に報告するためのものであり、当事者等の情報及び医療行為の内容が記載されている。

このことから、当該レポートには、当事者等の不利益となる情報が含まれている可能性があるため、当該レポートを厳格な守秘管理体制で管理することにより、初めて医療事故報告制度が有効に機能すると考える。

したがって、当該レポートを公開することとなれば、その性質上、当事者等が不利益を受ける可能性を否定できず、医療事故報告制度の基盤を揺るがしかねないことから、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 国の情報公開・個人情報保護審査会の平成15年 9月 8日付け答申（平成15年度（行情）答申第 267号及び同第 268号）において、三重大学医学部附属病院が医療事故・紛争報告書についての情報公開請求に対して、非公開とした決定を妥当と判断した例がある。

(3) 実施機関は特定機能病院として、医療法（昭和23年法律第 205号）上、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）に対して医療事故の報告義務があり、機構がそれらを公開している。

一方、緑市民病院をはじめとした名古屋市立病院は、機構への報告を行

う義務はない。

- (4) 実施機関は、「名古屋市立大学病院医療事故等公表基準」を策定し、アクシデントの件数の公表及びグレードに応じた包括的公表（概略及び再発防止策の公表）をホームページ上で行っており、市民の知る権利に対し、医療安全が阻害されない範囲で公開している。

2 条例第 7 条第 1 項第 1 号について

患者の情報は、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくない情報である。

また、報告者が記載するアクシデントレポートの内容には、病名等の詳細な患者の情報が含まれており、それらは、個人の生命、身体及び健康に直接かかわる極めて機微にわたる私的な情報である。このような情報を流通過程に置くことは、特定の個人を識別することができない場合であっても、なお個人の人格に関する権利利益を害するおそれがある。

3 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書について

当事者等の氏名は条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アに定められる「公務員等」の個人情報であるものの、これを公にした場合、アクシデントレポートは当事者等の責任を認定、追及するためのものではないにもかかわらず、当事者等の能力、資質等について様々な憶測をされ、当事者等又はその家族に対し不当な圧力や中傷が与えられる等の不利益が及ぶ可能性がある。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関がその新たな公開しない理由により再び非公開決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審査会に提出し、当審査会は異議申立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

4 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、医療事故発生時に適切かつ迅速な対応を図るとともに、その再発防止を図るための分析及び評価に資することを目的として作成するものである。

(2) 本件行政文書はおおむね、基本情報の欄、発見者情報の欄、患者情報の欄、当事者情報の欄、事例の概要・対策の欄、エラー等の欄及び影響度の欄で構成されている。

(3) 基本情報の欄及び発見者情報の欄には、報告者の氏名、報告者職種名、報告部門及び内線（以下これらを「報告者に関する情報」という。）並びにレポートの管理番号、発生日時、発生場所等の情報（以下これらを「発生日時等に関する情報」という。）が記載されている。

(4) 患者情報の欄には、患者の性別、患者ID、患者区分、患者年齢及び患者

数（以下これらを「患者に関する情報」という。）並びに心身状態が記載されている。

(5) 当事者情報の欄には、当事者の年齢、職種名、部署配属年数、職種経験年数、勤務形態、専門・認定資格等（以下これらを「当事者に関する情報」という。）が記載されている。

(6) 事例の概要・対策の欄、エラー等の欄及び影響度の欄には、事例の原因、対策、患者への影響等（以下これらを「事例分析等に関する情報」という。）が記載されている。

(7) 基本情報の欄及び当事者情報の欄を除く本件行政文書全体に亘り、患者の病名、既往症、心身状態、原疾患に係る薬剤名、手術名、検査名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部、事故にかかわらない症状及び経過並びに家族の状況等（以下これらを「患者の病名等に関する情報」という。）が記載されている。

5 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

まず、患者に関する情報及び患者の病名等に関する情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書に記載されている患者は、特定の病院の外来患者又は入院患者であり、その対象者が限定されていることから、患者に関する情報のうち患者の性別、患者ID及び患者年齢（以下これらを「本件情報①」という。）は、医療事故の発生日時、発生場所、発生状況等の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるものであると認められる。

また、本件情報①は、医療事故の当事者となった患者固有の情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) 他方で、患者に関する情報のうち患者数及び患者区分については、当該

医療事故の対象となった患者の人数及び外来患者か入院患者かが分かるに過ぎず、医療事故の発生日時、発生場所、発生情報等の情報と組み合わせることによっても、特定の個人を識別できるものであるとは認められない。

また、患者の病名等に関する情報についても、特定の個人が識別され得るものであるとは認められない。

(4) しかし、このうち患者の病名等に関する情報については、事故に関係するか否かにかかわらず、当該患者の生命、身体及び健康等に関して具体的な内容を有していることから、当該情報は、患者個人の生命、身体及び健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(5) したがって、本件情報①及び患者の病名等に関する情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

次に、本件行政文書に記載された情報が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障を及ぼす場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 報告者に関する情報及び当事者に関する情報について

ア 医療事故報告制度は、実施機関において、医療事故の発生時における適切かつ迅速な対応を図るとともに、その再発防止策を図るため、分析及び評価に資することを目的とするものであり、本件行政文書に記載された情報が本市の機関等が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

イ 次に、報告者に関する情報及び当事者に関する情報を公開すると、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(ア) 当審査会の調査によると、本件行政文書には、医療事故発生時の状況、事実の経過、当事者の情報等が詳細に記載されており、報告者が

把握した状況及び関係者の心情をも含め、発生時から報告時に至るまでの事実関係が率直に記載されていることが認められる。

(イ) 実施機関によると、医療事故報告制度においては、医療事故を見聞した当事者等から確実に、正確な事実の報告がなされることが不可欠であり、その内容を当事者等の責任追及等のために使用しないこと及びその具体的な内容を非公開とすることを前提に、関係者の任意の協力を得て、制度の運営が行われている。

(ウ) そうすると、本件行政文書の当事者等の情報を公にした場合、今後当事者等が行政文書公開請求により公開された内容に基づく自らの能力や資質等に対する風評等をおそれて関係者の内心を含む率直かつ具体的な記載をせず、あるいは、事実を明らかにしないことなどが高い蓋然性で予想されるところの実施機関の説明に不自然不合理な点は窺われず、これを覆すべき特段の事情は認められない。

(エ) 他方で、本件行政文書の内容については、今後の医療事故防止の観点から病院運営の透明性を高め、市民が安心して医療を受けることができるために説明責任が求められており、できる限り医療事故の内容を明らかにすべき必要がある。

(オ) したがって、本件行政文書については、報告者・当事者の匿名性には十分に配慮しつつ、医療事故の内容は可能な限り公開することが適当である。

(カ) 以上を踏まえ、報告者に関する情報及び当事者に関する情報が報告者及び当事者の特定に結びつくか否かを判断すると、報告者に関する情報のうち報告者氏名、報告部門及び内線（以下これらを「本件情報②」という。）並びに当事者に関する情報のうち当事者年齢及び報告部門が容易に推測できる記載部分（以下これらを「本件情報③」という。）については、特定の病院の職員に関する情報であり、その対象者が限定されることから、発生日時等の他の情報と照合することにより、報告者及び当事者が推測され得るものと認められる。

(キ) 他方で、報告者に関する情報及び当事者に関する情報のうち、本件情報②及び本件情報③以外の情報については、特定の病院の職員に関

する情報であっても、医療事故が発生した部門が特定されなければ、地域の中核病院としての規模を持つ実施機関においては、他の情報と照合することによっても特定の個人を識別できるものとは認められない。

(ク) したがって、本件情報②及び本件情報③を公にした場合、今後医療事故の関係者が行政文書公開請求により公開された内容に基づく責任追及や自らの能力・資質に対する風評等をおそれて、報告を躊躇したり、率直かつ具体的な報告を行わず、再発防止に役立つ情報が記載されないなど、制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認められる。

(ケ) 以上より、報告者に関する情報及び当事者に関する情報のうち本件情報②及び本件情報③は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

(3) その他の情報について

患者に関する情報のうち本件情報①以外の情報、発生日時等に関する情報及び事例分析等に関する情報については、他の情報と照合することによっても報告者及び当事者個人を識別できるものとは認められないため、これを公にすることにより、医療事故報告制度の運営等の事務事業遂行に支障を生ずるおそれはなく、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

7 報告者氏名について

実施機関は、報告者氏名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号にも該当すると主張しているが、上記 6(2) で判断したように、報告者氏名は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 2月16日	諮問書の受理
3月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月14日	実施機関の弁明意見書を受理

4月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月 8日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
平成30年 3月29日	実施機関の追加弁明意見書を受理
4月19日	異議申立人に追加弁明意見書の写しを送付 併せて、追加弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
8月29日	異議申立人に追加弁明意見書に対する反論意見書を提出するよう再度通知
11月16日 (第12回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 1月17日 (第14回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 6月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久

別表

	非公開とすべき情報
患者に関する情報の一部 (本件情報①)	患者の性別
	患者ID
	患者年齢
患者の病名等に関する情報	患者の病名、既往症、心身状態、原疾患に係る薬剤名、手術名、検査名、手術方法及び手術部位等治療行為の一部、事故にかかわらない症状及び経過並びに家族の状況等
報告者に関する情報の一部 (本件情報②)	報告者氏名
	報告部門
	内線
当事者に関する情報の一部 (本件情報③)	当事者年齢
	報告部門が容易に推測できる記載部分